

改正

平成19年条例第36号

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例

武蔵野市自転車の放置防止に関する条例(昭和58年10月武蔵野市条例第26号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における自転車等の利用環境の整備、安全利用の促進及び放置防止に関する必要な事項を定めることにより、円滑な交通と防災活動を確保し、あわせてまちの景観等の向上を図り、もって安全で快適な市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 利用登録自転車等駐車場 市が設置し、又は管理する自転車等駐車場のうち、市長が自転車等の利用登録を必要と認めた自転車等駐車場をいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、駅前広場、その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (5) 放置 自転車等の利用者が公共の場所等に自転車等を置き、当該自転車等から離れ、直ちに当該自転車等を移動させることができない状態をいう。
- (6) 放置禁止区域 自転車等の放置を禁止するため、市長が特別に指定した区域をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の利用環境の整備を図るとともに、必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、関係機関及び関係団体と協力し、自転車等利用者の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全教育の充実に努めなければならない。

3 市長は、この条例に基づく施策を実施するため必要と認めるときは、他の地方公共団体、道路管理者、警察署、鉄道事業者その他関係機関及び関係団体と協議するとともに、協力を要請する

よう努めなければならない。

(自転車等利用者又は所有者の責務)

第4条 自転車等の利用者又は所有者（以下「利用者等」という。）は、道路交通法その他の法令を遵守する等により自転車等の安全な利用に努めるとともに、市長の実施する施策に協力しなければならない。

2 利用者等は、公共の場所等に自転車等を放置しないよう努めなければならない。

3 利用者等は、その利用する自転車に住所、氏名等を明記するように努めるとともに、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者が行う防犯登録（以下「防犯登録」という。）を受けなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第5条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当っては、当該自転車の取り扱い方法、定期的な点検の必要性等自転車の安全利用のための情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨に努めなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第6条 鉄道事業者は、鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(付置義務対象区域の指定)

第7条 自転車の安全利用の促進及び自転車等駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、市内における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域及び近隣商業地域並びに放置禁止区域内とする。

(施設の設置者の責務)

第8条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場、共同住宅等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者（以下「施設の設置者」という。）が、指定区域内に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合は、当該施設若しくは敷地内、又はその周辺に自転車等駐車場を設置し、自転車等の整理をしなければならない。

2 施設の設置者が、指定区域外に当該施設を新築、増築又は改築をしようとする場合は、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めるものとする。

(放置禁止区域の指定)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置状況及び自転車等駐車場の整備状況を勘案し、武蔵野市自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、放置禁止区域を指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 放置禁止区域の変更又は指定の解除をするときは、前2項の規定を準用する。

(放置された自転車等に対する措置)

第10条 市長は、自転車等が放置禁止区域内に放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、自転車等が放置禁止区域外に放置され、通行の障害となると認めるときは、当該自転車等の利用者に対し、放置することのないよう指導し、撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

3 市長は、自転車等が利用登録自転車等駐車場内に不適正に置かれているときは、撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

4 市長は、円滑な交通又は防災活動の確保に支障を及ぼすことが明白な箇所に限り、前2項の規定にかかわらず、放置自転車等を直ちに撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第11条 市長は、前条の規定により撤去した自転車等を保管したときは、その旨を告示しなければならない。この場合において、告示した自転車等の保管期間は、告示した日から起算して30日間とする。

2 市長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、速やかに利用者等に返還するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 市長は、利用者等が確認された自転車等で、返還に必要な措置を講じたにもかかわらず返還することができない自転車等、又は利用者等が確認できない自転車等については、第1項の規定により保管した後売却することができる。

4 市長は、前項で売却した代金を、保管した旨を告示した日から6月間保管しなければならない。

5 市長は、前項で規定する保管期間内に売却自転車等の利用者等が返還を申し出た場合には、売却した代金を当該利用者等に返還するものとする。

6 市長は、保管した自転車等で買受人がないとき、あるいは自転車等としての機能が喪失していることが明らかで売却できないと認められるときは、直ちに処分することができる。

(撤去及び保管手数料の徴収)

第12条 市長は、前2条の規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、当該撤去及び保管に係る手数料（以下「撤去及び保管手数料」という。）として、別表第1に定める額を当該自転車等の返還を申し出た利用者等から徴収するものとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を免除することができる。

（利用登録自転車等駐車場の設置及び利用登録等）

第13条 市長は、必要と認めるときは、利用登録自転車等駐車場を設置することができる。

2 利用登録自転車等駐車場を利用しようとする者は、利用登録を受けなければならない。

3 市長は、利用登録自転車等駐車場の適正な利用を図るため必要があると認めるときは、その利用登録を制限することができる。

4 市長は、利用登録者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用登録を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により利用登録を受けたとき。

（2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（3） 前2号に定めるもののほか、市長の指示に従わないとき。

（利用登録手数料）

第14条 前条第2項の規定により利用登録を受けようとする者は、利用登録手数料として別表第2で定める額を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項に定める額を免除することができる。

3 既に納めた利用登録手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（助成）

第15条 市長は、予算の範囲内において、一般の利用に供する民営自転車等駐車場の設置等に要する費用の一部を設置者に助成することができる。

（武蔵野市自転車等駐車対策協議会の設置）

第16条 自転車等の駐車対策に関する重要な事項について調査審議するため、武蔵野市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15名以内をもって構成し、その任期は2年とする。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成7年規則第22号で、同年6月15日から施行)

(経過措置)

- 2 旧条例第10条の規定により移動した自転車を、この条例の施行の日以降に返還した場合は、この条例第12条の規定は適用しない。

付 則 (平成19年12月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第11条第1項後段の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に撤去する自転車等について適用し、施行日前に撤去した自転車等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に利用登録自転車等駐車場の利用登録を受ける者について適用し、施行日前に利用登録自転車等駐車場の利用登録を受けた者については、なお従前の例による。

別表第1 (第12条関係)

区分	撤去及び保管手数料
自転車1台につき	3,000円
原動機付自転車1台につき	5,000円

別表第2 (第14条関係)

区分	利用者等の区分	利用登録手数料	
		一般	学生
自転車1台につき	武蔵野市に住所を有する者	3,000円	2,000円
	武蔵野市に住所を有する者以外の者	4,000円	3,000円
原動機付自転車1台につき	武蔵野市に住所を有する者	4,500円	3,000円
	武蔵野市に住所を有する者以外の者	6,000円	4,500円